

## 調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会

### 設立趣意書（案）

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、調達先が決定した後、土木構造物等の成果物を築造又は製作するため、その品質確保にあたっては、入札・契約から施工、納品・検査段階に至るまで、受発注者双方で国民に対してその責務を負うものである。その中で、公共事業の事業上流部において実施される調査・設計業務などの成果品の品質確保は、社会要請としての公共工事の品質確保に重要な役割を果たしており、入札・契約制度の適正化の取り組みは『総合評価落札方式』の本格導入など、新しい段階に入ったところである。

また、品質確保に大きく影響する低入札防止対策、民間企業の技術力の活用を図る共同設計方式等の新しい発注方式の導入、積算の信頼性の向上等の様々な諸課題に対応する必要がある。

本懇談会は、建設コンサルタント業務等の品質のさらなる確保・向上を図るための諸課題への対応方針等について有識者から意見を聴取することを目的として設置するものである。